

平成19年2月18日

法務省大臣官房司法法制部
法制審議会刑事法部会 殿

「生命のメッセージ展」実行委員会

法制審議会刑事法部会意見書

改正案意見陳述における前書き

- 1 「生命のメッセージ展」^{いのち}とは、殺人事件、交通犯罪、医療過誤、いじめ自殺、一気飲まされの結果の死など、その死の原因を、社会問題として考えていかなければならない事件・事故の犠牲者が主役の展覧会です。「生命のメッセージ展」は全国に「命の尊さ」をソフトな形で訴えています。痛ましい事故・事件の再発防止、未然防止を願って「生命のメッセージ展」を国内全般に巡回展示してきています。現在、参加123家族。メッセンジャー達の約80%は交通被害者であり、飲酒等の悪質な事故の被害者も多いのですが、その多くは過失事故として裁かれてしまう犠牲者です。
- 2 息子を無免許、酒気帯び運転の暴走車により亡くした は、直後「危険運転致死傷罪」立法の起点である「業務上過失致死傷罪の厳罰化法改正」を求め署名活動を立ち上げ、37万名の署名を集め法改正に向けた活動の種をまいたのです。
- 3 今回の法制審議会で意見陳述します は、娘の飲酒轢き逃げ死亡事故に於いて約6年間にわたる民事裁判の体験から法改正の必要性を痛感し、前記2項の法改正活動に参加しました。現在も「飲酒轢き逃げ犯の厳罰化法改正」の署名活動をしています。また初代の「生命のメッセージ展」事務局長を務めました。
- 4 飲酒轢き逃げ犯の「逃げ得」を許してはならない。諮問第82号にある「・・・適正な科刑を実現するため・・・」に観点を置き法改正案要項、 について意見を述べたいと思います。

法改正案

自動車運転過失致死傷の罪の新設

自動車の運転に必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処するものとする。

(意見)

- 1) 自動車運転過失致死傷の罪の新設に異議はありません。
- 2) 飲酒轢き逃げ行為の科刑について検討願います。
- 3) 「轢き逃げ」の場合の科刑を危険運転致死傷罪相当とすることについて検討願います。

危険運転致死傷の罪(刑法第208条の2)の改正

刑法第208条の2中「4輪以上の自動車」を「自動車」に改めるものとする。

(意見)

- 1) 「4輪以上の自動車」を「自動車」に改めるものとする、について異議はありません。
- 2) 酒気帯び轢き逃げの行為は「故意犯」とみなし危険運転致死傷罪として起訴することについて検討願います。
- 3) 起訴された犯人は裁判に於いて「故意性」が無かったことを客観的証拠で立証しない限り最高科刑の軽減は認められない、とすることについて検討願います。

(注、上記2)、3)は2)、3)の検討要請が拒否された場合の法改正追加事項です)

以上